

人・生き方研究拠点

文理融合による法心理・司法臨床研究拠点

Group Theme 司法臨床と治療的司法

被害者を救済する総合的な支援の方法論を追求

性暴力、DV、児童虐待などの被害者を総合的に支援する方法論を探究しています。

公正な裁判、司法被害者へのサポート、加害者臨床、法教育など司法を巡るさまざまな課題と対峙するには、法のみならず、心理学や社会制度など多様な領域が関わる必要があります。しかし日本の司法制度においては、いまだその枠組みが十分確立しているとはいえません。本研究拠点では、日本初の「法心理・司法臨床センター」を設立し、法学、心理学、社会学などの人文・社会科学から、工学、自然科学、情報科学まで多様な学問分野を融合させて種々の課題を複眼的に捉え直し、これまでできなかった総合的な解決を目指しています。

その中で被害者支援の立場からアプローチするのが、本グループです。とりわけ性暴力やDV、児童虐待などといった被害に焦点を当て、理論・実務の両面から被害者救済の方法論を探究するとともに、司法制度改革への提言や社会への情報提供を通じて、被害者の救済に貢献したいと考えています。と同時に「リーガルクリニック[※]」をはじめとした立命館大学の教育実践機関と連携し、法実務の専門家や、そうした専門家と連携できる心理・福祉従事者を育成することも視野に入れています。

カネミ油症新認定訴訟に立ちほかかる 時効・排斥期間の壁の突破口を探っています。

まず本グループが着目しているのが、訴訟における被害者の民事損害賠

償請求権の時効問題です。被害を受けた方が加害者に対して民事裁判で損害賠償を請求する際、しばしば「時の壁」が大きく立ちほだかります。「損害及び加害者を知った時から3年」(民法724条前段)で時効が消滅する消滅時効の完成、あるいは「不法行為の時から20年」を経過すると請求権を失う除外期間(同条後段)が民法で定められており、たとえ加害者に責任があったとしても、被害が与えられたできごとから長い期間が経過してしまうと、損害賠償を請求することができなくなってしまいます。その一例として本グループでは、カネミ油症新認定訴訟について検討しています。

カネミ油症事件は、1968年にカネミ倉庫が製造した食用米ぬか油に塩化ビフェニール(PCB)やダイオキシンが混入し、これを食べた人に甚大な健康被害をもたらした食品公害事件です。被害者の数は1万人以上。その多くが多様な疾患を患い、生涯にわたって体調不良に苦しめられることになりました。早い段階でカネミ油症と認定された被害者は一定の被害救済を受けましたが、問題は、その後被害の解明が進み、新たにカネミ油症による被害と認定される人や、提訴に踏み切れずに被害補償を受けないまま放置されてきた人の存在が明らかになってきたことです。2008年、新認定被害者たちがカネミ倉庫に対して新たな被害救済を求めて提訴しましたが、福岡地方裁判所小倉支部は、カネミ油症事件発生から20年以上が経過していることから除外期間によって請求権はすでに消滅しているとして、原告の請求を棄却する判決を下しました。弁護団は「除外期間の起点となる起算点は、カネミ油症に認定された時点とすべきだ」と主張しましたが、認められませんでした。



[写真中央]
立命館大学大学院法務研究科(法科大学院)教授

松本 克美 グループリーダー

[写真左]
立命館グローバル・イノベーション研究機構 専門研究員

金 成恩

[写真右]
立命館大学大学院法務研究科(法科大学院) 院生

山口 慶江

(※)リーガルクリニック … リーガルクリニックとは、法科大学院の実習教育で行う法律相談のことです。一般の方を対象とし、法科大学院生と教員または協力弁護士がチームになり、無料でご相談に応じます。本法科大学院では、民事問題全般を扱う「リーガルクリニックⅠ」、離婚やDV、ハラスメント、雇用差別など、女性の人権問題に特化した問題を取り扱う「リーガルクリニックⅡ女性と人権」の2科目があります。

本グループでは、カネミ油症新認定訴訟を巡って被害者が救済されない現司法制度の課題を詳らかにするとともに、原告側の要請に応じて意見書(松本執筆)を提出するなど、裁判にも知見を提供しています。また2013年10月には、法と心理学会大会において「損害賠償請求権と時効・排斥期間問題への法と心理からのアプローチ」と題したワークショップを企画・実施しました。ワークショップでは、本研究拠点の研究者、カネミ油症の原告側弁護士、被害当事者である原告の他、多分野の研究者、実務家が参加し、訴訟について法的分析、提訴が長期化する要因についての心理学的分析の結果を報告し合い、意見交換を行いました。

加えて被害地域である長崎県五島列島に原告を訪ね、ヒヤリング調査も実施しました。法学の研究者と心理学の専門家が調査・分析した結果、カネミ油症による身体的な被害の実態を明らかにしただけでなく、被害認定を受けることで、結婚や就職に対する差別を恐れるあまり、被害者であると認めることに対する心理的な逡巡から、自覚症状があり、かつ認定基準を知っていながら提訴に踏み切れなかった人々が直面する社会的、心理的影響についても浮き彫りにしました。

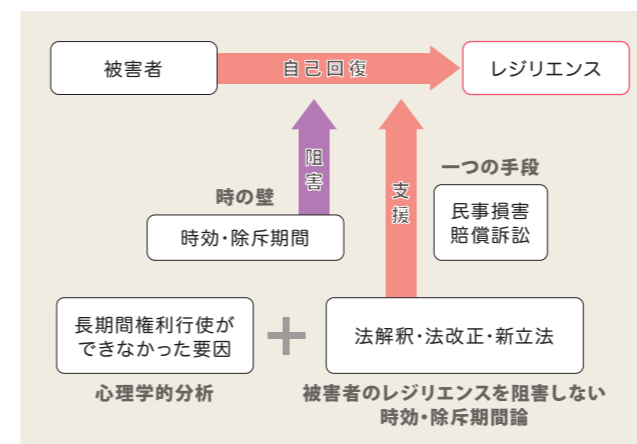
児童期の性的虐待被害について 法制度改革から包括的支援まで検討しています。

時効と排斥期間が関わる問題としてもう一つアプローチしているのが、児童期の性的虐待被害です。児童期に性的被害を受けると、その後長期間

を経て被害の実態を自覚したり、PTSD(外傷後ストレス障害)を生じる場合があります。この問題を巡って2014年、札幌高裁で画期的な判決が下されました。児童期に性的虐待を受けた女性が、30歳を過ぎて性的虐待被害を原因とするPTSDによる抑うつ症と診断され、加害者を相手取って起こした民事の損害賠償請求訴訟です。従来通り除外期間が争点となり、第一審釧路地裁では原告の訴えは棄却されましたが、控訴審で、うつ症状が出た時点を起算点とするという新たな解釈が採用され、損害賠償請求の大部分が認められたのです。こうした事例を検討し、被害者救済につながる立法のあり方を考えています。

さらに海外の事例についても検討しています。その一つが、児童期の性的虐待被害の支援について、日本より法整備が進んでいる韓国です。2015年には韓国を訪問し、性的虐待被害を受けた19歳未満の児童に対し、医療的、法的、社会的、心理的に総合的な支援を提供するヘパラギ児童センターを視察する予定です。またドイツにおける性的虐待に関する法改革について視察することも計画しています。

さまざまな研究で得た知見を統合し、最終的には、犯罪被害者の包括的支援につながる「被害者のライフ支援の立命館モデル」を構築したいと考えています。



深刻な被害を被った被害者のレジリエンス(自己回復力)を法と心理の両面から支援するシステムの構築



長崎県五島列島にてヒヤリング調査を実施

- 参考文献/1 松本克美：児童期の性的虐待に起因するPTSD等の発症についての損害賠償請求権の消滅時効・除外期間 立命館法学349号 2013年10月 2 松本克美：カネミ油症新認定訴訟における時効・除外期間問題 環境と公害43巻3号 2014年1月 3 松本克美・田籠亮博・森田安子・木戸彩恵・中村仁美・山口慶江・サトウツツヤ：損害賠償請求権と時効・除外期間問題への法と心理からのアプローチ 法と心理14巻1号 2014年10月
- 連絡先/立命館大学 朱雀キャンパス 松本研究室 電話：075-813-8373 立命館大学法心理・司法臨床センター <http://www.lawpsych.org/>